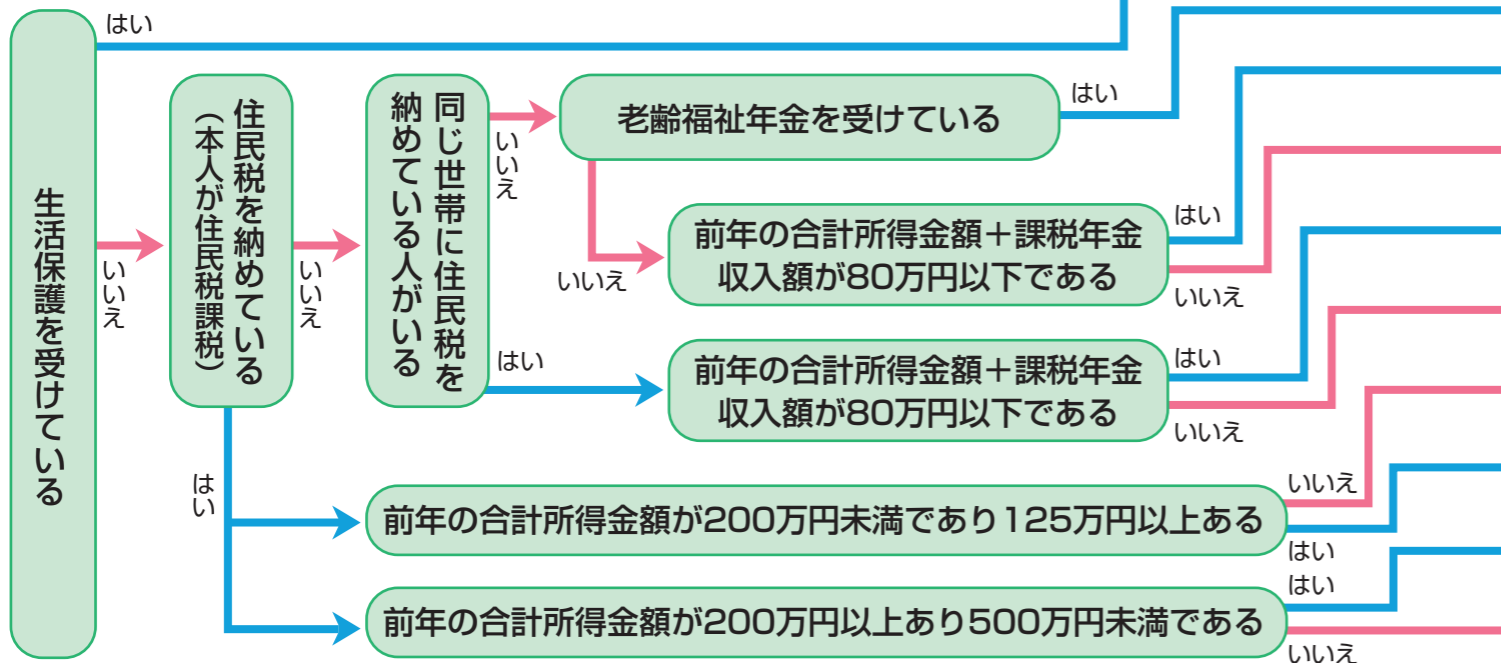


保険料は  
**大切な財源です**

**65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料**

**決め方** 介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、みなさんの所得に応じて設定されます。平成21年度から、保険料段階を見直しました。

**あなたの所得段階は？**



**納め方** **年金が年額18万円以上の人**

**特別徴収**

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

■ 老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。



**特別徴収の人は**

**年金が年額18万円未満の人**

**普通徴収**

送付される納付書にもとづき、介護保険料を草津市に個別に納めます。

■ 年度途中で65歳になった人や、年度途中で他の市区町村から転入してきた人などについては、年度途中でも特別徴収へ切り替えられます。



**普通徴収の人は**

**保険料は基準額をもとに決められます**

$$\text{基準額 (月額)} = \frac{\text{草津市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分}}{\text{草津市の65歳以上の人数}} \div 12\text{か月}$$



段階	対象者	保険料額	年間保険料
第1段階	生活保護の受給者および老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税の人	基準額 × 0.5	23,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.5	23,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額 × 0.75	34,400円
第4段階 (軽減段階)	本人が住民税非課税の人（世帯内に住民税課税者がいる）で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.85	39,000円
第4段階	本人が住民税非課税の人（世帯内に住民税課税者がいる）で、第4段階（軽減措置）以外の人	基準額	45,900円 (月額基準額: 3,822円)
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	基準額 × 1.1	50,500円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額 × 1.25	57,400円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	基準額 × 1.5	68,900円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上の人	基準額 × 1.75	80,300円

※ 保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに見直されます。

前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は前年度の2月分と同額を仮の保険料額として納付します（仮徴収）。10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などをもとに本年度の保険料を算出し、そこから仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します（本徴収）。



**介護報酬改定に伴う保険料上昇分の軽減**  
平成21～23年度の介護保険料のうち、介護報酬改定（プラス3%）に伴う増加分は、交付金（国費）により軽減されています。

仮の保険料額を納めます。  
前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

**口座振替が便利です**

- 預金通帳 ● 印鑑（通帳届け出印）

口座振替にすると、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。上記のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。



保険料のしくみ

保険料のしくみ